平成２３年（フ）第２３４号
福岡県小郡市大板井267番地14、前住所福岡県小郡市小郡452番地44
債務者　横尾　道治
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２５０号
福岡県久留米市西町1162番地２
債務者　中島　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２８５号
北九州市小倉北区弁天町３番18―601号
債務者　清水真理子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５９２号
北九州市八幡西区町上津役西２丁目17番17号
債務者　久岡　貴弘
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５９３号
北九州市八幡西区下上津役３丁目６番１―304号
債務者　久岡　弘光
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６０８号
北九州市門司区二タ松町４番223―401号
債務者　鈴木　政幸
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６６３号
福岡県遠賀郡岡垣町吉木西２丁目12番22号
債務者　山本　早苗
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７０８号
福岡県中間市中央１丁目４番11号
債務者　川端　公子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３６０号
大分県別府市大字北石垣47番地の１　ベルエール別府桜ケ丘マンション113号、従前の住所大分県別府市石垣東３丁目６番21―206号
債務者　赤宗　　力
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３５号
大分県速見郡日出町大字豊岡6060番地43　県営住宅１Ａ―１―22
債務者　松木　秋津
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
宮崎県都城市都島町525番地14
債務者　鎌田　利枝
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１３４号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村3006番地４
債務者　前田　泰正
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１３５号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村3006番地４
債務者　前田　恭子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第７９号
鹿児島県伊佐市大口元町７番地９
債務者　西之園美智子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
鹿児島県鹿屋市吾平町麓3626番地　西原団地１―１―１
債務者　武田　尚治
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
鹿児島県鹿屋市高須町1563番地
債務者　下迫　弘幸
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３５７号
沖縄県那覇市字小禄327番地マンション照屋101
債務者　照屋智恵子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部